

## 企画競争実施の公示

令和5年 9月29日

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長

若公 崇敏

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料)の設置営業

#### (2) 業務内容

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所1階に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)1台 … 1事業者

#### (3) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記3による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

### 2 設置場所

滋賀県大津市黒津4-5-1

近畿地方整備局琵琶湖河川事務所1階

### 3 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。(国有財産使用料については、提案要領4を参照)

(2) 国有財産の使用許可は、琵琶湖河川事務所長経由で申請し、近畿地方整備局長が行う。

### 4 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「物品の販売等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年3月31日付け衆議院庶務

部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和5年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

- (7) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 下記5の(2)の提案要領の受領者であること。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1  
近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 総務課 総務係  
電話077-546-0844 E-mail kkr-soumu-biwako@mlit.go.jp

### (2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

期間：令和5年9月29日から令和5年10月19日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで（電子メールによる、提案要領交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の16時00分まで）。

場所：5. (1)に同じ。

方法：電子メールにて交付を行う。

電子メールに提案要領交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。また、電子メールの件名に「近畿地方整備局琵琶湖河川事務所福利厚生施設内における自動販売機（清涼飲料）の設置営業」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は5. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

期限：令和5年10月31日16時00分

場所：5.(1)に同じ。

方法：電子メールに企画提案書を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「近畿地方整備局琵琶湖河川事務所福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料)の設置営業」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送（書留郵便に限る）又は信書便により提出すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記5の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他の詳細は提案要領による。

提案要領交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

琵琶湖河川事務所長 若公 崇敏 宛

下記件名の提案要領を交付願います。

**※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-soumu-biwako@mlit.go.jp>までメールで送付してください。**

件 名： \_\_\_\_\_

会 社 名： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

※メールにて交付資料を受領されましたら、  
「その旨メールをご返信いただくか」または  
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日